

平成30年7月20日（金）

平成30年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、5番：荷川取広明委員、6番：國仲和男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉氏を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は14件でございます。
受付番号1番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から14番は、議案書16ページから29ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、嘉手苧公民館の北側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮國集落内に位置し、譲受人はサトウキビ栽培しながら野菜栽培も行っている農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、佐良浜から牧山展望台向け300mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城のおっぱい山に隣接し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮原の北増原に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、JA盛加腰集落内に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番と8番の説明をいたします。場所は、来間大橋を渡って南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、西辺の真謝漁港に隣接し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号10番と11番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古空港滑走路西側のアダナスの南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、久松中学校西側に隣接し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、山根集落近辺に位置し、譲受人は機械等も所有して、アロエ栽培しながら、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。申請地は、土地基盤整備されている土地で、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、11番委員

喜屋武委員：

受付番号 8 番についてですが、譲渡人と譲受人の住所が同じですけど、説明を。

砂川事務局：

譲受人の株式会社の役員に譲渡人が入っているためです。

長濱委員：

受付番号 1 4 番について、基盤整備している土地で仮登記されていますが、他人に土地を売買することが出来ますか。

砂川事務局：

この件に関しては、書類等の確認してから、再度申請させますので、今回は保留とします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）受付番号 1 4 番を除き、受付番号 1 番から 1 3 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、1 1 件でございます。受付番号 1 5 番から 2 5 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号15番から25番までは、議案書30ページから40ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、大福農事畜舎に隣接して、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号16番と17番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号16番と17番の説明をいたします。場所は、宮古島市消防本部の向かい側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号18番と20番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、保良集落の北西に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号19番の説明をいたします。場所は、福東公民館の西側、地下ダム資料館の100番に位置し、譲受人は新規就農者でサトウキビ栽培と野菜栽培農家です。

受付番号20番の説明をいたします。場所は、保良集落と吉野集落の間に位置し、譲受人は新規就農者で農業経営開始の農家です。

議長：次に受付番号21番と23番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、西城の根間地信号機の北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培と採草地の植え付けです。

受付番号22番の説明をいたします。場所は、西城保育所の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号 23 番の説明をいたします。場所は、長北公民館の東側 500 ㎡に位置し、譲受人は 20 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 24 番と 25 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 24 番と 25 番の説明をいたします。場所は、JA 上野支店交差点の北側 400 ㎡に位置し、申請地は基盤整備が完了されており、譲受人は兄弟で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、13 番・田名和彦委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 12 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 13 番委員退室 》

議 長：それでは、改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を持ってお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号 15 番から 25 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。では、13 番委員の入室・着席を認めます。

《 13 番委員入室・着席 》

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。受付番号26番から33番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号26番から33番は、議案書41ページから48ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号26番から33番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、10件でございます。
受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

宮平推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、野原越公民館の北側400㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。
受付番号2番の説明をいたします。場所は、栄寿園から東側700㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。松ヶ原ゴルフ場の左側500㎡に位置し、譲受人は畜産経営しながらサトウキビ栽培農家です。
受付番号4番の説明をいたします。松ヶ原ゴルフ場から下地方面に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。
受付番号5番の説明をいたします。場所は、久松小学校の近辺に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、仲原公民館から鍾乳洞向けに位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。申請地は基盤整備された土地で、譲受人は機械等も所有して野菜・カボチャ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、白鳥地区から伊良部高校向けに位置し、譲受人は葉たばこ農家です。

議 長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号9番と10番の説明に関しては参考資料等を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、高野公民館の南東500㎡に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、進和自動車の西側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、大福牧場から西側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号4番から7番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南東に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は上野消防出張所から南方向レストランシガラから東側300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、白鳥地区から伊良部高校向けに位置し、譲受人は葉たばこ農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地配分計画案は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、14件でございます。
受付番号1番から14番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から14番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。平成30年7月12日(木)に調査員として、2番・久保委員、芳山会長、豊見山主任、事務局の知花次長、砂川係長、上原主任の7名で行いました。日程として、午前9時30分から40分まで資料調整内容会議、9時40分から午後4時まで5条申請14件、非農地証明5件、合計19件の現地調査、午後4時から4時30分まで事務局にて調査内容会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄宮古本部北側800^{メートル}に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他2種、宅地・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮國集落の東側1.1kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、1団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、細竹公民館の西側120mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、1団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松公民館の北側80mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港の西側1.2kmに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種、原野・商業施設等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の西側2.5kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地1団の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、成川公民館の北側750mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種、原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古島市総合陸上競技場の南側50メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、“割烹・魚宮”の南側160メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、大浦集落入口南側100㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種、原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮里動物病院の西側180㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、レオクリニック病院の東側180
に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、宅地・商業施設等が集まる区域に隣接している周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、創価学会宮古文化会館の南側80
に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、宅地・商業施設等が集まる区域に近接している周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、ルフトレンタカーの北側50メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他2種、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松公民館の西側220に位置し、現在、坪所として利用されていて農地として利用困難な状況で非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高野漁港施設内に位置し、申請地は原野化して農地として利用できない状況で非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、県営西仲団地南側80㎡に位置し、申請地は原野化して農地として利用困難な状況で非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、吉信産業の西側80㎡に位置し、原野化して農地として困難な状況で非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 はい、7番委員

長濱委員：

顛末書等が提出されていないので、提出してから申請してほしいです。

知花事務局：

委員の皆さんから顛末書提出の意見等がありますので、今回は保留して来月の申請に提出させます。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐和田漁港東側900㎡に位置し、原野化して農地として利用困難な状況で非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号、土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

土地改良法第52条第8項の規定による入江東地区土地改良事業本換地計画についてをご説明いたします。別紙参考資料を参照して説明とします。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第8号、土地改良法第52条第8項の規定による入江東地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年7月20日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
5 番 委 員 荷 川 取 広 明
6 番 委 員 國 仲 和 男

